

介護サービス情報の公表について

「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービス事業所を適切に選ぶための情報提供のしくみです。

介護サービスを利用する人は、この情報を活用して、自分にあった事業所を選ぶことができます。インターネットから、「介護サービス情報」を見ることができますので、ぜひご利用ください。



●アプリで検索
iPhoneをご利用の方 Androidをご利用の方

●インターネット（パソコン版）
で検索

群馬 介護 情報 検索

URL : <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/10/index.php>

介護サービスの事業所選びを支援します!

わからないときや疑わしいときは、その場で契約しないで、一時預かっておき、ケアマネジャーや市町村の担当窓口を確認をとるようにしましょう。

契約する場合のポイント

1. 重要な事項について、事業者の説明どおりになっていますか。契約前に書面で確認しましょう。
2. 介護保険の適用となるサービス内容かどうか、ケアマネジャーや市町村の担当窓口を確認しましょう。介護保険の適用外のサービスは全額自己負担になります。
3. 要介護状態区分に応じて1ヶ月あたりの給付限度額がきまっています。ケアプランの内容が給付限度額内におさまっているか確認しましょう。(限度額を超えた部分は自己負担となります。)

6 サービスに対する苦情・相談窓口等

●苦情等の受付機関

介護保険について困ったときの相談や苦情等は次の窓口で受け付けています。

1. 介護サービスを提供する事業者・施設
利用しているサービスや担当者に不満がある場合など
2. 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)または保健師等
サービス事業者に不満が言いにくい場合など
介護(介護予防)サービス計画の内容についてなど
3. 居宅介護支援事業者(ケアマネジャーが所属している事業所)または地域包括支援センター
担当のケアマネジャーや保健師等の業務に対する苦情など
4. 市町村の介護保険窓口(裏表紙に一覧掲載)
サービス事業者やケアマネジャーに不満が言いにくい場合
要介護認定の結果についての不満など、相談・苦情全般
5. 群馬県国民健康保険団体連合会(TEL:027-290-1323)
市町村で解決が困難なサービス利用の苦情など
苦情処理委員に申し立てることができます。